

歴史的風致形成建造物の指定について

1 歴史的風致形成建造物の指定とは

掛川市は、市内に残る歴史や伝統を反映した活動と、その活動が行われるまち並みとが一体となった良好な市街地環境（歴史的風致）を維持・向上するため、「歴史まちづくり法」の趣旨に則り「掛川市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」）」を策定しました。

計画では、計画に定める重点区域（掛川城下地区及び横須賀城下地区）内に位置し、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」に指定し、指定文化財とともに、歴史的建造物の保存を推進する取り組みを行うこととしています。

2 歴史的風致形成建造物指定の対象・基準

(1) 指定の対象

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物を指定します。

- ①文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ②静岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③掛川市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④景観法に基づく景観重要建造物
- ⑤その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもので、概ね築 50 年を経過しているもの。

(2) 指定の基準

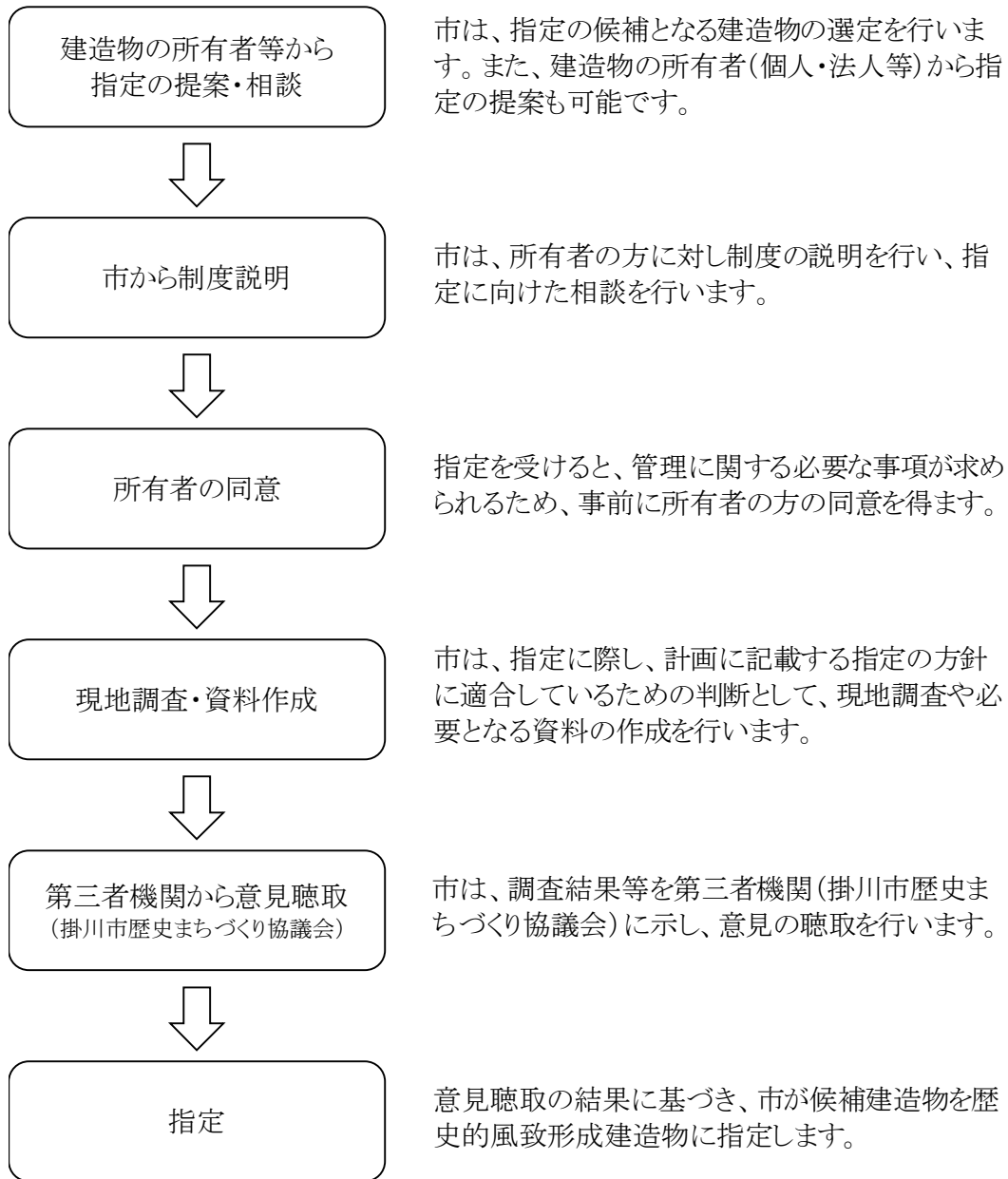
次のいずれかに該当する建造物で、適切な維持管理が見込まれ、一般公開が可能なものを指定します。

- ①建造物の形態意匠又は技術上の工夫が優れているもの
- ②地域の歴史を把握する上で重要なもの
- ③歴史的な街並みの構成要素として重要なもの
- ④建造物の外観が景観上の特徴を有しているもの

3 歴史的風致形成建造物の管理

県及び市指定の文化財は、それぞれの文化財保護条例に基づき維持管理を行い、その他の建造物についても、特性や価値に基づき適正に維持管理を行うこととします。維持管理は、所有者等による維持管理を基本とし、建造物の増築、改築、移転または除却をする際は、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項の規定に基づき、市への届出が必要になります。また、指定された建造物は、積極的に一般公開し活用することが求められます。

4 歴史的風致形成建造物の指定までの流れ



5 指定歴史的風致形成建造物一覧 (令和2年3月31日現在)

指定番号	名称	所在地
1	松ヶ岡 (旧山崎家住宅)	南西郷 838 番地